

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 4,037 円 支出年月日 令和2年11月27日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支出内容 毎日新聞11月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄



領収証

2020年11月分

西天満3丁目4-6

西天満コートビル101

藏本 隆之 様

ID

No. 1- 12-0479-000

領 柄	部 金 額	お知らせ
毎日新聞※	1 4,037	新聞購読料のお支払いには便利な口座引落やクレジットカード支払いで毎度ご購読有難うございます。上記の通り領収致しました。
合 計	¥ 4,037	8%対象 ¥4,037(消費税 ¥299)

※は軽減税率対象品目

毎日新聞堂島販売所 天満営業所

〒530-0041

大阪市北区天神橋1-17-11

TEL: 06-6357-7464

FAX: 06-6357-7467



整理番号

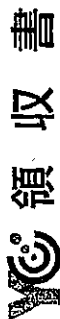
領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 8,800 円 支出年月日 令和2年12月4日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支出内容 読売新聞 10, 11 月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄



領収書

区域010 全戸0012 お問合せ

お名前 蔵本 隆之 様

西天満3丁目4-6-1F

2 年 10 月分 領収日 年 月 日

部 数	金 額	注 意 事 項
1	4,400	◆左記の通り 領収しました
2		
3		
合 計	4,400 円	

 配達・集金等のご意見・ご要望は
 TEL 0120-998-431 迄

 読売中央販売株式会社 TEL 0120-998-431
 大阪市北区西天満3-4-25


区域010 全戸0012 お問合せ

お名前 蔵本 隆之 様

西天満3丁目4-6-1F

2 年 11 月分 領収日 年 月 日

部 数	金 額	注 意 事 項
1	4,400	◆左記の通り 領収しました
2		
3		
合 計	4,400 円	

 配達・集金等のご意見・ご要望は
 TEL 0120-998-431 迄

 読売中央販売株式会社 TEL 0120-998-431
 大阪市北区西天満3-4-25


整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 4,900 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和2年12月21日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支出内容 日経新聞12月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

区域	発証No.	お客様No.
007	0015	

領収証

西天満3丁目 4-6 西天満コートビル 101 大阪市政事務所

蔵本 隆之 様

20年12月分

¥4,900

10%対象 0 (消費税 0)
8%対象 4,900 (消費税 362)年 月 日 (消費税額 ¥362)
上記金額正に領収致しました。(価格には消費税が含まれております。)

商 品 名	数 量	金 額
日本経済新聞セット ※	1	4900

※は軽減税率対象品目

当店では法律を順守しお客様の個人情報
を適切に管理して参ります毎度ご購入ありがとうございます
株式会社日経大阪営業所〒530-0015
大阪市北区中崎西2丁目3-8
☎ 0120-135-676
FAX 06-6376-2822

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 4,037 円 支出年月日 令和2年12月21日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支 出 内 容 毎日新聞 12 月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

 MAINICHI 		領 収 証										
2020年12月分 西天満3丁目4-6 西天満コートビル101 藏本 隆之 様		ID( No. 1- 12-0479-000										
<table border="1"> <tr> <th>銘 柄</th> <th>部</th> <th>金 額</th> </tr> <tr> <td>毎日新聞※</td> <td>1</td> <td>4,037</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>¥ 4,037</td> </tr> </table> ※は軽減税率対象品目	銘 柄	部	金 額	毎日新聞※	1	4,037	合 計		¥ 4,037	お知らせ 新聞購読料のお支払いは便利な口座 引落やクレジットカード支払いで 毎度ご購読有難うございます。 上記の通り領収致しました。 8%対象 ¥4,037(消費税 ¥299)		
銘 柄	部	金 額										
毎日新聞※	1	4,037										
合 計		¥ 4,037										
毎日新聞堂島販売部 天満営業所 〒530-0041 大阪市北区天神橋1-17-11 TEL: 06-6357-7464		FAX: 06-6357-7467 										

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 4,037 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和2年12月25日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支出内容 産経新聞 12月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

令和02年12月度 産経新聞 領収証

店区 読者No
03-02

西天満 3-4-6 西天満コートビル

蔵本 隆之 様

銘柄	部数	定価	合計金額
産経新聞	1	4037	¥4,037
軽減税率対象			上記金額には消費税等を含んでいません。

読者No

北大阪サンケイ新聞販売(株)

代表取締役 山田貞夫

株・橋店 TEL 6341-0591 FAX 6341-2778 集金
南森町店 TEL 6352-2700 FAX 6351-1748

第4号様式（第5条関係）（A4）

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 4,900 円 支出年月日 令和3年1月21日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支出内容 日経新聞1月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

区域 発証No お客様No 007 0014	領 収 証	
西天満3丁目 4-6 西天満コートビル 101 大阪市政事務所		
蔵本 隆之 様		
21年01月分	¥4,900	10%対象 0 (消費税 0) 8%対象 4,900 (消費税 362)
上記金額正に領収致しました。(消費税額 ¥362)		
商 品 名 日本経済新聞セット※	数 量 1	金 額 4900
※軽減税率対象品目		
当店では法律を順守しお客様の個人情報 を適切に管理して参ります		
毎度ご購読ありがとうございます。 株式会社日経大 〒530-0015 大阪市北区中崎西2丁目3-8 TEL 0120-135-676 FAX 06-6376-2822		

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 4,037 円 支出年月日 令和3年1月21日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支出内容 毎日新聞1月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合(①又は②を記入)

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄



領収証

2021年01月分

西天満3丁目4-6

西天満コートビル101

藏本 隆之 様

 ID _____
 No. 1- 12-0479-000

品名	部	金額
毎日新聞※	1	4,037
合 計		¥ 4,037

※は軽減税率対象品目

お知らせ

 新聞購読料のお支払いは便利な口座
 引落やクレジットカード支払いで

毎度ご購読有難うございます。

上記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,037(消費税 ¥299)

毎日新聞堂島販売部 天満営業所

〒530-0041

大阪市北区天神橋1-17-11

TEL: 06-6357-7464

FAX: 06-6357-7467



整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 8,800 円 支出年月日 令和3年1月22日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支出内容 読売新聞12月分及び1月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない	領収書 区域010 全戸0012 お問合 お名前 蔵本 隆之 様 西天満3丁目4-6-1F

領収書等添付

2 年 12 月分		領収日 年 月 日	
銘 柄	部 数	金 額	
1 読売新聞 消費税込	1	4,400	
2			
3			
合 計		4,400 円	

◇左記の通り
領収しました配達・集金等のご意見・ご要望は
TEL 0120-998-431迄読売中央販売株式会社 TEL 0120-998-431
大阪市北区西天満3-4-25

領収書

区域010 全戸0012 お問合

お名前 蔵本 隆之 様
西天満3丁目4-6-1F

3 年 1 月分		領収日 年 月 日	
銘 柄	部 数	金 額	
1 読売新聞 消費税込	1	4,400	
2			
3			
合 計		4,400 円	

◇左記の通り
領収しました配達・集金等のご意見・ご要望は
TEL 0120-998-431迄読売中央販売株式会社 TEL 0120-998-431
大阪市北区西天満3-4-25

第4号様式（第5条関係）（A4）

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 4,037 円 支出年月日 令和3年1月25日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支出内容 産経新聞1月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

令和03年01月度 産経新聞 領収証

西天満3-4-6 西天満コートビル

蔵本 隆之 様

店区 03-02 読者No. [REDACTED]

銘柄	部数	定価	合計金額
産経新聞	1	4037	¥4,037
軽減税率対象			上記金額には消費税等を含んでいます。

読者証

北大阪サンケイ新聞販売(株)

代表取締役 山田 貞夫

桜橋店 TEL 6341-0581 FAX 6341-0582

南森町店 TEL 6352-2700 FAX 6351-1746 集金

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 4,900 円 支出年月日 令和3年2月1日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支 出 内 容 日経新聞2月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 円 按分率 %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

お支払い明細 一覧

2021年2月分のお支払い明細は以下の通りです。（金額は税込）

藏本 隆之 様		2021年2月1日
日本経済新聞 ※		4,900円
8%対象 合計		4,900円
上記金額は全てクレジットカード利用によるものです。 ※は軽減税率（8%）対象		
株式会社 日本経済新聞社		

Nikkei Inc. No reproduction without permission.

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 4,037 円 支出年月日 令和3年2月24日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支 出 内 容 産経新聞 2 月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 円 按分率 %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

令和 03年 02月度 産経新聞 領収証

店区 読者No
03-02

西天満 3-4-6 西天満コートビル

蔵本 隆之 様

銘柄	部数	定価	合計金額
産経新聞	1	4037	¥4,037
軽減税率対象			上記金額には消費税等を含んでいます。



北大阪サンプラザ新聞販売(株)

代表取締役 山田貞夫

接橋店 TEL 6341-0591 FAX 6341-7776
南森町店 TEL 6352-2700 FAX 6351-1748 集金

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 4,037 円 支出年月日 令和3年2月26日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支 出 内 容 毎日新聞 2 月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合 (①又は②を記入)

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄



領 収 証

2021年02月分

西天満3丁目4-6

西天満コートビル101

蔵本 隆之 様

ID: [REDACTED]
No. 1-12-0479-000

銘 柄	部 金 額
毎日新聞※	1 4,037
合 計	¥ 4,037
※は軽減税率対象品目	

お知らせ

新聞購読料のお支払いは便利な口座
引落やクレジットカード支払いで
毎度ご購読有難うございます。
上記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,037(消費税 ¥299)

毎日新聞堂島販売所 天満営業所

〒530-0041

大阪市北区天神橋1-17-11

TEL: 06-6357-7464

FAX: 06-6357-7467



整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 4,900 円 支出年月日 令和3年3月1日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支 出 内 容 日経新聞 3 月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 円 按分率 %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

お支払い明細 一覧

2021年3月分のお支払い明細は以下の通りです。（金額は税込）

蔵本 隆之 様		2021年3月1日
日本経済新聞 ※		4,900円
8%対象 合計		4,900円
上記金額は全てクレジットカード利用によるものです。 ※は軽減税率（8%）対象		
株式会社 日本経済新聞社		

Nikkei Inc. No reproduction without permission.

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 4,400 円 支出年月日 令和3年3月1日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支出内容 読売新聞 3 月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

Y^{CO} 領 収 書

区域010 全戸0012 お問合せ

お名前 蔵本 隆之 様
西天満3丁目4-6-1F

3 年 3 月分 振替 領収日 年 月 日

銘 柄	部 数	金 額
1 読売新聞 消費税込	1	4,400
2		
3		
合 計		4,400 円

◇左記の通り
領収しました

配達・集金等のご意見・ご要望は
TEL 0120-998-431迄

読売中央販売株式会社 TEL 0120-998-431
大阪市北区西天満3-4-25



整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 4,037 円 支出年月日 令和3年3月10日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支出内容 毎日新聞3月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

MAINICHI		領収証	ID No. 1- 12-0479-000
2021年03月分 西天満3丁目4-6 西天満コートビル101 藏本 隆之 様		お知らせ 新聞購読料のお支払いは便利な口座 引落やクレジットカード支払いで 毎度ご購読有難うございます。 上記の通り領収致しました。 8%対象 ¥4,037(消費税 ¥299)	
銘 柄 毎日新聞※	部 金 額 1 4,037	合 計 ¥ 4,037 ※は軽減税率対象品目	
毎日新聞堂島販売部 天満営業所 〒530-0041 大阪市北区天神橋1-17-11 TEL: 06-6357-7464		毎日新聞 領収印	

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 4,400 円 支出年月日 令和3年3月26日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支 出 内 容 読売新聞 2 月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 円 按分率 %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

 領 収 書		区域 010 全戸 0012 お問合せ
お名前 蔵本 隆之 様 西天満3丁目4-6-1F		
3 年 2 月分		領収日 年 月 日
銘 柄	部 数	金 額
1 読売新聞 消費税込 2 3	1	4,400
合 計		4,400 円
配達・集金等のご意見・ご要望は TEL 0120-998-431 迄		
読売中央販売株式会社 TEL 0120-998-431 大阪市北区西天満3-4-25		領収印

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 4,037 円 支出年月日 令和3年4月5日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支出内容 産経新聞 3月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

令和03年03月度 産経新聞 領収証

西天満 3-4-6

蔵本 隆之 様

店区	読者No
01-13	

銘柄	部数	定価	合計金額
産経新聞 *	1	4037	¥4,037

上記金額には消費税等を含んでいます。


北大阪サンケイ新聞販売(株)

代表取締役 山田 貞夫

様橋店 TEL 6341-0591 FAX 6351-1748

南森町店 TEL 6352-2700 FAX 6351-1748

領収書等添付一覧(くらもと 隆之)

(令和2年度)

費目名	⑥広報・広聴費			
年月日	支 出 内 容	支 出	備 考	整理番号
令和2年4月2日	市政報告書新聞折込代	¥92,664		
令和2年5月7日	市政報告書ポスティング代	¥292,270		
令和2年9月19日	市政報告書作成費、折込代、輸送料	¥373,340		
令和2年10月8日	市政報告書作成費、折込代、輸送料	¥351,577		
令和2年10月9日	市政報告書作成費、折込代、輸送料	¥149,556		
令和2年10月19日	市政報告書ポスティング代	¥336,600		
令和2年11月5日	市政報告書ポスティング代	¥292,050		
令和3年1月26日	市政報告書作成費、折込代、輸送料	¥353,463		
令和3年2月1日	市政報告書ポスティング代	¥260,040		
令和3年3月26日	市政報告書作成費、折込代、輸送料	¥367,912		
令和3年3月26日	市政報告書ポスティング代	¥178,431		
令和3年3月29日	市政報告書作成費、折込代、輸送料	¥336,875		
合 計		¥3,384,778		

※領収書等の貼付にあたり、添付事項を一覧に整理し、領収書等貼付用紙の表紙としてご活用ください。

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 92,664 円 支出年月日 令和2年4月2日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支 出 内 容 市政報告書新聞折込 (くらもとジャーナル 2020-4)	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

下記の通り、御請求申し上げます。

2020年4月6日

様

下記の通り

担当

¥92,664

本件 2020年4月2日 にて受領いたしました。有難うございます。

くらもとジャーナル

2020年4月号

大阪市会議員 北区 くらもと隆之

発行 くらもと隆之市政事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満3-4-6 西天満コートビル1階
TEL:06-4301-4877 / FAX:050-3737-3245



新型コロナウイルス感染症の発生に伴う相談窓口について

大阪府専用電話：TEL06-6944-8197
午前9時から午後6時まで（土曜・日曜・祝日も対応）
換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。

大阪市保健所：TEL06-6647-0641
午前9時から午後5時30分まで（祝日を除く月曜から金曜）

成年後見報酬助成 令和2年度から拡充

大阪市では、成年後見人等の報酬を助成する制度を平成15年度から設けています。

これまでの助成要件は、大阪市長が成年後見等開始の審判請求、いわゆる市長申立てを行った場合（四親等内の親族がいないなど、特に必要があると認めるとき）、生活保護受給者又はこれに準じると認められる方で、真に報酬の捻出が困難な方に対し、報酬の支払いに要する費用の一部又は全部を助成できるというものでした。

令和2年4月1日より、申立主体によらない公平な制度の利用促進を図る観点から、これまでの市長申立てに加え、本人、親族等が申立てを行った場合も助成対象とすることとしました。

専門職が後見人等に就任する必要が認められる状況にありながら、経済的困窮により報酬を捻出できないため申立てを断念するような場合が少なからずあると耳にしていたのですが、今回の拡充が実現すれば、制度利用が促進し、本人が適切な後見活動を受けることができるようになるでしょう。

今後ますます高齢化が進む中で、一人ひとりが自分らしく生きていくために、成年後見制度は必要不可欠なものです。私は、引き続き後見制度を必要とする方が適切に利用につながっていくよう、国に対して必要な要望も行いながら、取組を進めていただくよう要望しました。

Kuramoto Journal

緊急一時保護受入・対応強化事業 令和2年度から新設

大阪市では、障がいのある方を介護するご家族の方が急病等で倒れるなどの緊急事態が生じた場合、障がいのある方を一時的に受け入れる施設を確保するとともに、施設では、その方に必要な支援が確保されるよう、個別に支援する施設職員の配置を行うこととしました。また、施設での受け入れは、原則2週間と一時的なものであることから、その間に退所後の福祉サービスにつなげていけるよう、コーディネートを集行的に行う体制も確保しました。

この事業の対象者については、本市に居住し、原則「障害者総合支援法」に定める障がい児及び障がい者としており、身体障がいの場合は、身体障がい者手帳をお持ちの方、知的障がい、精神障がいの場合は、手帳をお持ちでなくても、医師の診断等がある方としています。また、難病の方についても「障害者総合支援法」で対象となっている疾病の方を対象者としています。

私は、障がいのある方やその家族が地域で安心して暮らすことができる社会を目指して取り組みを進めていただきたくよう要望しました。

Kuramoto Journal

裏面もご覧ください

重度障がい者就業支援事業 令和2年度から新設

重度の障がいがあり長時間の介護を必要とする方に対して、重度訪問介護という介護サービスがありますが、このサービスを経済活動中に利用することは国において認められておりません。そのため、常時介護が必要な重度障がいのある方々の中には、働く意欲はあっても、働くことを諦めている方も多いのではないのでしょうか。

このような状況を踏まえ、市長は知事とともに、常時介護が必要な重度障がい者に対する就業中の支援策を実施する意向を示し、大阪府との連携のもと新たに創設しました。大阪府において制度設計したもので、令和2年度は大阪市と堺市で試行的に実施することとなっています。

この事業の支援内容は、就業中に国の雇用制度における助成金等の支援を受けることができない個人事業主を対象とした、就業中や休憩中の介護および就業のための移動時の介護の提供です。

重度の障がいのある方々が、その適性と能力に応じて就業するということは、その方の経済的自立につながるだけでなく、働く喜びや生きがいを見出し、仕事を通じた社会参加にもつながるものであり、その支援は非常に重要な課題であると考えます。私は、対象となりうる方々にこの事業に関する情報がきちんと届くよう周知等について要望しました。

Kuramoto Journal

国民健康保険料率改訂

国保は平成30年度から都道府県単位化され、大阪府では被保険者間の負担の公平性の観点から、令和6年度までに府内市町村国保の保険料率を統一することとなっています。令和2年度の一人当たり平均保険料は、年額で14万0488円となり、令和元年度の13万4838円から5650円の増となります。例えば、単身で65歳以上の高齢者世帯の保険料は、年金収入153万円以下の場合、年額2万1552円となり、令和元年度の2万1032円から520円の増となります。

私は、特に平均年収くらの世帯にとっては、他の公的な医療保険である協会けんぽと比べて、国保は収入に対する保険料の負担感が高いと思います。令和元年度の保険料率だと、例えば、40歳代夫婦と子ども2人の4人世帯で年収400万円の場合、国保の保険料は年額50万3千円、協会けんぽは24万3千円と、国保が大幅に高いです。

大阪府は国に対して、保険料負担を軽減するために更なる公費拡充や、子育て世帯の負担軽減のために子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入とそれに伴う財政措置、さらには医療保険制度の一本化など抜本的な制度改革について、本市が毎年6月に行っている国の施策・予算における要望のほか、大都市民生主管局長会議などを通じて、機会あるごとに要望を行っていますが、残念ながら国が動いてくれない状況です。私は、引き続き国に対して国保制度の改善を求めるよう強く要望しました。

Kuramoto Journal

生活保護不正受給対策

生活保護受給者の多くは、収入や財産がなくて生活保護を受けたいと最低限の生活ができない人です。ところが、一部でしうけど、不正受給をしている人がいます。そのような人のために、他の大勢の本当に生活保護を必要とする人達が偏見をいだかれるようなことがあってはなりません。

大阪市では、平成24年度から警察OBを含む不正受給調査専任チームを全区に配置し不正受給に対する調査に取り組んできました。

警察に対して告訴した事案については、就労して収入を得ていたにもかかわらず申告していなかったケース、実際の収入より少ない収入申告書を提出したケース、収入のある第三者のところに同居しているのに別居と偽り保護を受給していたケース、保有財産があるにもかかわらず申告せず隠匿していたケース等があります。

私は、引き続き大阪府警と連携を取りながら不正受給対策を徹底し、必要な人には必要な保護を、不正には徹底的に対処するよう要望しました。

そして、生活保護費は全額公費によってその財源が賄われていることに鑑みれば、不正受給は決して許されるものではないし、公平性の観点も踏まえ、不正受給によって生じた徴収金については、生活の維持に支障がない範囲で、保護費との調整制度を活用し確実に回収するよう要望しました。

また、生活保護受給者が市から住宅扶助を受けても、別の事に使い込んでしまい、家賃を滞納することがありますので、大阪市が直接賃貸人に家賃を支払う代理納付という制度を周知するよう要望しました。

Kuramoto Journal



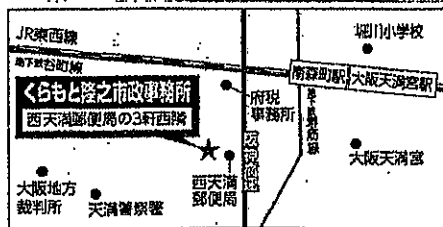
くらもと隆之市政事務所

〒530-0047

大阪市北区西天満3-4-6 西天満コートビル1階

TEL:06-4301-4877 / FAX:050-3737-3245

大阪府議会議員 北区選出 くらもと隆之



整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 292,270 円 支出年月日 令和2年5月7日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支 出 内 容 市政報告書ポスティング及び手数料 (くらもとジャーナル 2020-4)	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
------------------	-----------------------------------

領 収 証

藏 本 隆 之 様 No. 0056

★ ￥ 292,050-

内 訳

現金 ￥265,500-

小切手 /

手 形 /

消費税額等(10%) ￥26,550-

コクヨ ウケ-98

但 市政報告書ポスティング代金として

2020年 5 月 7 日 上記正に領収いたしました

〒542-0066 大阪市中央区瓦町4-7-3

株式会社 アドワーズ

代表取締役 佐々木 隆之

TEL 06-7739-7026 FAX 06-7739-7027

ご利用明細 三菱UFJ銀

ご来店いただきありがとうございます。

この領収書は、お振込み専用です。

年月日	取扱店番	お取引内容
0205070533137		お振り込
受付通番	銀行番号	支店番号
006900090178		

お取引金額 ￥292,050

※お振込みの際は、お振込み金額を必ずご確認ください。

※お振込みの際は、お振込み金額を必ずご確認ください。

※お振込みの際は、お振込み金額を必ずご確認ください。

※お振込みの際は、お振込み金額を必ずご確認ください。

※お振込みの際は、お振込み金額を必ずご確認ください。

※お振込みの際は、お振込み金額を必ずご確認ください。

※お振込みの際は、お振込み金額を必ずご確認ください。

※お振込みの際は、お振込み金額を必ずご確認ください。

※お振込みの際は、お振込み金額を必ずご確認ください。

※お振込みの際は、お振込み金額を必ずご確認ください。

※お振込みの際は、お振込み金額を必ずご確認ください。

※お振込みの際は、お振込み金額を必ずご確認ください。

※お振込みの際は、お振込み金額を必ずご確認ください。

※お振込みの際は、お振込み金額を必ずご確認ください。

※お振込みの際は、お振込み金額を必ずご確認ください。

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 373,340 円 支出年月日 令和2年9月19日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支 出 内 容 市政報告書作成費，新聞折込及び輸送料 （くらもとジャーナル2020-5）	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 円 按分率 %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

下記の通り、御請求申し上げます。

2020年9月23日

様

下記の通り、

担当

¥373,340

にて受領いたしました。有難うございます。

大阪市会議員 北区 くらもと隆之



私が皆様からいただいた特別区制度・大阪都構想に関する様々な意見について、令和2年8月26日の財政総務委員会で質疑しました。今号はその時の質疑応答をベースに、皆様の特別区設置・大阪都構想に関する疑問点を解消していきたいと思います。

特別区制度・大阪都構想に関する疑問や不安は、大阪市役所が設けた問合せ専用電話へどうぞ。皆様の疑問に対して公平な立場から回答いたします。

特別区制度・大阪都構想問合せ専用電話

➡ 06-6208-8989

大阪都構想との名称について

住民投票が可決されても大阪府のままです。大阪都という名称に変わるわけではありません。名称変更のためには別途法律の整備が必要です。法律で特別区を包括する道府県を都とみなすと定めており、大阪に特別区を設置する構想だから大阪都構想といいます。

2度目の住民投票に至った理由について

前回の住民投票(69万票対70万票の僅差で否決)の後、都構想の対案とされていた大阪会議を設置しましたが、制度上機能不全であり二重行政は全く解消しませんでした。

その後、2度の知事選・市長選、統一地方選挙において再度の住民投票の是非につき民意を問い、その結果は明らかに再度の住民投票に肯定するものでした。そして、民意の実現、公約の実現のために2度目の住民投票を実施することになりました。

コロナ禍においても住民投票を進めることについて

現在、コロナ対策については、住民の命を守ることを最優先に、医療体制の強化や市民の皆さんの生活支援、教育環境の充実などに全力で取り組んでいます。こうした対応を都構想により各特別区に保健所を設置してきめ細やかな対応を可能にし強化します。さらに、アフターコロナも見据えた大阪の再生・成長、住民サービスの充実に向けた長期の視点での将来設計を描くことも重要です。

コロナはいずれ収束する時がきます。現在のコロナ対策をきちんと取り組みつつ、将来の大阪を考えた統治機構改革も並行して進めていきます(特別区設置は2025年1月1日)。

区役所、地域コミュニティについて

住民の皆様からは「今ある区役所がなくなってしまうのではないか」、「地域のコミュニティが壊れるのではないか」といった不安の声を聞くこともあります。現在の区役所や地域コミュニティへの影響はどうなのでしょう。

特別区の設置に際して、地域コミュニティの維持や窓口サービスの継続に配慮し、現在の24区単位で、地域自治区と地域協議会を設置することとしております。

地域自治区の事務所は現在の区役所で、窓口サービスや保健福祉センター、地域活動支援などを引き続き実施します。また、現在の北区役所の名称のままです。

また、地域協議会によって、地域住民の多様な意見が区政に反映されます。

特別区においては、住民に選ばれた区長と区議会とあわせて、地域自治区と地域協議会を設置することにより、地域の実情や住民ニーズにあった施策を展開することとなり、住民サービスの最適化が可能になります。もちろん、町会や地域で行われてきた行事はなくなりません。

財政調整制度について

1. 前提、行政の制度設計

大阪市は広域的な事務と住民に身近な事務を、大阪府は広域的な事務を行っていることから、広域的な事務について二元行政・二重行政が行われてきました。

大阪都構想では、役割分担を徹底し、大阪府は広域的な事務、特別区は住民に身近な事務を行い、制度的に二元行政・二重行政を解消します。現在大阪市が行っている広域的な事務は大阪府に移管します。

2. 特別区と大阪府の財源配分について

「大阪市の財源が大阪府に奪われる」という質問を受けることがありますが、特別区と大阪府の財源配分については、現在大阪市が実施している住民サービスを適切に提供できるよう、特別区と大阪府の事務分担に応じて、それぞれに財源を配分することとしています。大阪府に移管する事務に見合った財源が大阪府に配分され、大阪府はその事務に充当すると考えられています。現状では大阪府に21.3%が配分されると想定されています。そして、特別会計で「見える化」します。

3. 特別区間の財源配分について

「特別区への配分で不均衡が生じるのではないか」、「税収が少ない特別区の財政運営が厳しくなるのではないか」といった不安の声が寄せられていることもあります。

しかし、各特別区間の財政調整交付金の配分については、客観的な指標や実態を反映したものとなっており、各特別区に公平かつ適切に配分される制度となっています。



住所変更について

別区名+今の行政区名+町名が基本です。例えば「(大阪府)大阪市浪速区恵美須東」でしたら、「大阪府中央区浪速恵美須東」になります。

北区の場合は特別区名と今の行政区名が重複するので、「今の行政区名」を使いません。例えば、「(大阪府)大阪市北区西天満」でしたら、「大阪府北区西天満」になり、住所から「大阪市」が減るだけです。(大阪府北区北西天満とはなりません。)

郵便番号は変わりませんし、住所変更後も旧住所と郵便番号の記載で郵便局は届けてくれると推定されます(郵便局ホームページに市町村合併事例ですが届く旨記載されています。合併よりも住所変更が少ないです。)

公共料金その他住民サービスについて

- ・特別区移行による税金、水道料金等の公共料金の値上げはありません。
- ・敬老パスも引き続きお使いいただけます。
- ・別の特別区にある保育所、幼稚園、病院、介護サービス等の施設が使えることもありません。
- ・塾代助成、こども医療費助成等の大阪市独自の住民サービスも継続されます。
- ・大阪市営住宅が制度移行に伴い家賃が高くなるということはありません。
- ・住所が変更されても、免許証、年金手帳等の変更が必要な手続きは役所が行います。



くらもと隆之市政事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満3-4-6 西天満コートビル1階
TEL:06-4301-4877 / FAX:050-3737-3245

大阪市会議員 北区選出 くらもと隆之

本年度、財政総務委員会(副委員長)、大都市・税財政制度特別委員会



整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 351,577 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和2年10月8日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支出内容 市政報告書作成、新聞折込及び輸送料 (くらもとジャーナル 2020-6)	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

下記の通り、御請求申し上げます。

No. 2010-01

様

2020年10月8日

ADVERTISING AGENCY
株式会社 宣伝館
大阪本社
〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中4-1-19 宣伝館 3F
TEL.06-4308-3300 (代) FAX.06-4308-3311
東京支社 東京都中央区日本橋區町1-9-10 5F TEL.03-3517-1122 (代)
URL <http://www.sendekan.com>

担当

尚、振り込み手数料はご負担願います。

お振込みのご案内

尚、振り込み手数料はご負担願います。

口座名 株式会社 宣伝館

本件 2020年10月8日 にて受領いたしました。有難うございます。



11月1日 特別区設置(都構想)住民投票!

大阪府議会議員86人中71人が賛成し承認 身分を失う大阪市会議員も82人中57人が賛成し承認

Q、都構想で二重行政を解消する必要とは? なぜ大阪に都構想が必要なのか?

A 大阪府は広域的な事務を、大阪市は広域的な事務と住民に身近な事務をしています。大阪府と大阪市とは広域的な事務で権限・仕事が多なりあい二重(二元)行政の状態です。長年、大阪府と大阪市は仲が悪く、この二重行政により、府と市が協力や調整をすることなく、いわゆるハコモノを多数建設し、赤字の山を築き、子育て支援や教育等に使うべきお金を無駄に費やしてきました。また、例えば交通インフラに関して、首都圏ではほぼ交通インフラが整っているのに対して、関西では未整備となっています。府と市が協力できず広域的な交通インフラが実現できなかったのです。このように、二重行政が大阪の成長の妨げとなってきました。

現在(2011年以降)は、知事と市長が同じ政党の人達なので、方針を一致させることにより、大阪の成長・発展に向けた取組を連携・協力して実施しています。その結果、G20大阪

サミット開催、2025年の大阪・関西万博の開催が決定し、鉄道や高速道路等の都市インフラの事業化が進むなど、大阪を成長させる流れが生まれてきました。現在はいわゆるパーチャル都構想、都構想が実現した場合に近い状態の大阪なのです。しかし、将来、知事と市長

に対立する人達が就任した場合はどうなるでしょうか。また、かつての大阪のように知事と市長が対立して大阪の成長を止めかねません。知事と市長の関係が大阪の未来を左右してしまうのが大阪府と大阪市の関係です。大阪都構想は役割分担を徹底します。広域的な事務を

大阪府に一元化し、現在大阪市が担っている広域的な事務は大阪府に移管します。これにより、二重(二元)行政を制度的に解消します。将来的に誰が首長に就任しても、かつての大阪には戻りません。

また、大阪の特殊な事情として、都市が大阪市を超えて大阪府全体に広がっていることがあります。衛星写真を見ると、大阪府全体が一つの都市になっていることが分かります。大阪市の広域政策は大阪市内にとどまっているのですが、大阪都構想により広域的な仕事を大阪府に一元化することにより、大阪という大きな都市と広域政策の範囲が一致し、大阪全体を成長させていくことができます。そして、大阪全体の成長は大阪市域の成長につながります。

現在

大阪市

住民に身近な事務

戸籍・保育・子育て支援・児童相談所
生活保護・保健所・地域のまちづくり
地域の企業支援・防災・小中学校 など

広域的な事務

↑ 広域的な事務は、知事と市長の方針が一致し、協議・調整の整ったものについて連携 ↓

大阪府

広域的な事務

成長戦略・港湾・広域的なまちづくり
インフラ整備・病院・大学 など

特別区設置後

住民に身近な事務

淀川区 北区
中央区 天王寺区

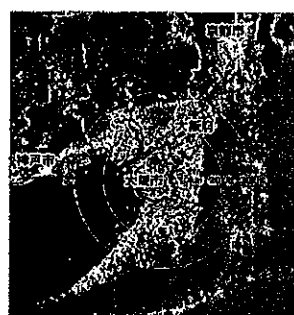
より身近な特別区で
住民サービスの充実

広域的な事務

大阪府

広域機能の一元化で
大阪のさらなる成長

役割分担の徹底



Q、都構想にかかる費用の住民サービスへの影響は?

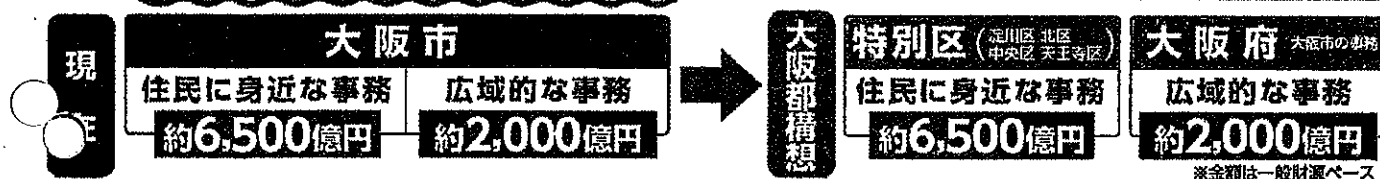
A 2025年に特別区設置をするために最初に必要な費用が241億円(府が38億円、特別区が204億円)です。その後の年間維持費が30億円(府が16億円、特別区が14億円)です。なお、大阪市の予算全体が3兆4487億円で、初期費用の204億円は現在の市の予算全体の約0.6%です。住民サービスが低下しないように、特別区が負担する初期費用に対しては大阪府から200億円の財政措置があります。また、年間維持費に対しては大阪府から毎年17億円追加配分されます。このように、費用分の住民サービス低下がないよう制度設計しています。そして、かつての大阪の二重(二元)行政により1兆7千億円もの無駄なハコモノ行政が行われ赤字の山を築いたことや、裏面記載のように特別区導入により10年間で1兆円程の財政効率化効果が生じるとの調査結果があること等から、都構想の初期費用と年間維持費用は住民サービス向上のために必要な投資です。

Q、東京都の特別区との違いは？ 特別区の権限は？ 大阪府にお金を取り上げられる？

A 東京の特別区は、保健所の設置権限以外は一般市の権限が基本となっていますが、大阪の特別区では、中核市並みの権限を基本として、私立幼稚園の設置認可や小中学校教職員人事権など、都道府県や政令指定都市の権限等であっても、住民に身近な事務は4特別区が処理することとしています。

財政調整制度でも大きな違いがあります。東京都と特別区の配分割合が45対55となっているのに対して、大阪都構想では大阪府と特別区の配分が21対79となっており、住民に身近な仕事を行う特別区に重点を置いています。大阪府に配分される21%分の財源は、現在大阪市が担っている広域的な事務にのみ使い、市域外で使われるわけではありません。そして、4特別区間での配分は、地方交付税の算定に準拠する基準、つまり客観的に決まる基準により配分します。なお、この財政調整制度は、東京が一般会計で行うのに対し、大阪都構想では特別会計で行うことにより透明性が高い仕組みにしています。

このように、東京都の都区制度を改良したのが大阪都構想です。



主体が変わるだけで、お金の使い道はこれまでと同じ

Q、大阪市が発表した特別区設置後の財政シミュレーションから住民サービスが維持できる？

A 今回の住民投票で賛成多数であれば、実際に制度が変わるのは2025年1月からです。大阪市の財政シミュレーションは2025年以降の特別区設置後のシミュレーションをしています。それによると、特別区設置後もずっと黒字を維持できており、住民サービスは低下しないことになります。むしろ、後述の財政効率化効果により住民サービスの向上が見込まれます。

反対する政党は、オオサカメトロが今年4月から6月にコロナの緊急事態宣言の影響で赤字だったことを受けて、2025年以降もオオサカメトロがずっと赤字になることを前提に、シミュレーションもずっと赤字になる旨主張しています。しかし、数年後にはコロナ禍も終息してオオサカメトロの業績も回復すると考えるのが普通でしょう。また、コロナの影響の織り込みが不十分との意見もありますが、例えば全国的に税収が下がったリーマンショックの時は、国が地方交付税等を増額させて十分な財政支援をしたことから今回も同様かと思われます。

ちなみに、シミュレーションの基礎となる大阪市「今後の財政収支概算」によると、大阪市は長年大赤字が続いている(決算は黒字が続いている)ことからしても、反対する政党は、このシミュレーション結果で特別区は大丈夫だと分かっているはずなのですが。

なお、2025年には万博が開催されて約2兆円の経済効果が見込めますし(経産省試算)、IRが設置された場合は収入金が入りますけど、財政シミュレーションにはそのような現在把握できない将来の収支が好転する要素を含めずに作成しています。さらに、特別区設置による経済効果に関する専門家の調査結果は、特別区導入により10年間で1兆円程の財政効率化効果が生じるというものでした。大阪市のように人口規模が大きくなりすぎるときめ細やかな公共サービス需要が捉えられず、 unnecessary 施策が行われ無駄が発生しているためです。

Q、施設や料金その他の住民サービスへの影響は？

A 制度移行の際に、敬老パス・介護サービス・子育てサービス等はそのまま引き継がれますし、市営住宅家賃・水道料金・税金等が高くなることはありません。他の特別区の公共施設は今までどおり利用できます。24区役所は今のまま残りますし、中之島の(特別区)北区本庁舎と扇町の北区役所とが併存する状態になります。町会や地域で行われてきた行事はなくなりません。特別区は上述の財政効率化効果が生じますので、大阪市のままよりも、将来の住民サービスの維持・向上が可能です。



くらもと隆之 市政事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満3-4-6 西天満コートビル1階
TEL:06-4301-4877 / FAX:050-3737-3245

大阪市会議員 北区選出 **くらもと隆之**

本年度、財政総務委員会(副委員長)、大都市・税財政制度特別委員会



整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 149,556 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和2年10月9日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支 出 内 容 市政報告書作成、新聞折込及び輸送料（差額分） （くらもとジャーナル2020-6）	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

領収済

御請求書

下記の通り、御請求申し上げます。

No. 2010-01

蔵本 隆之

様

2020年10月12日

ADVERTISING AGENCY
株式会社宣伝館
大坂本社
〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中4-1-19 宣伝館
TEL.06-4308-3300(代) FAX.06-4308-3311
東京支社 東京都中央区日本橋本町1-9-10 9F TEL.03-3517-1122(代)
URL http://www.sendenkan.com

品名	くらもとジャーナル 2020-6
折込日	10/14・10/29 (10/9印刷→10/12・14納品)
取引(支払)条件	下記の通り

税込合計金額	¥149,556
--------	----------

担当

尚、振り込み手数料はご負担願います。

件名	数量	単価	金額	備考
① 《デザイン制作費》	一式		25,000	
② B4 両面カラー コート70.5kg 袋断裁 印刷一式	132,250 枚		221,400	白フチあり
③ 折込センター 3か所分納として	一式		13,100	
(株)アドワールド様 : 59,000枚 ※10/13(火)納品				
折込センター : 72,250枚 ※10/12(月)納品				
貴事務所 : 1,000枚 ※10/13(火)納品				
④ 折り加工代(十字折りB6仕上) 貴所1,000枚分	一式		1,000	他B4仕上
⑤ B4サイズ 新聞折込代(大阪市北区):10/14折込	39,450 部	2.70	106,515	定価@3.10
B4サイズ 新聞折込代(大阪市北区):10/29折込	32,800 部	2.70	88,560	定価@3.10
10/8ご入金分(当初予定分)	一式		-319,615	
※10/29(木)折込追加分としての差額です。	小計		¥135,960	
	消費税(10%)		¥13,596	
	合計		¥149,556	

お振込みのご案内

今回はご注文いただき誠に有難うございます。

今回のご請求の件ですが、**¥ 149,556 (税込)**

上記金額を下記の通りお振込みくださいますよう宜しくお願い申し上げます。

尚、振り込み手数料はご負担願います。

三菱UFJ銀行 東大阪中央支店

普通口座

NO.

口座名

株式会社 宣伝館

本件

2020年10月9日

にて受領いたしました。有難うございます。

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 336,600 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和2年 10月 19日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支出内容 市政報告書ポスティング (くらもとジャーナル 2020-5)	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

領 収 証

蔵本隆之

様

No. 0073

★

¥ 336,600 -

内 訳

現金 ¥306,000 -

小切手 /

手形 /

消費税額等(10%) ¥30,600 -

コクヨ ウケ-98

但 市政ご報告47シ ポスティング代金として

2020年 10月 19日 上記正に領収いたしました

〒542-0066 大阪市中央区瓦屋

株式会社 アドワー

代表取締役 佐々木

TEL 06-7739-7026 FAX 06-7739-7027



整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 292,050 円 支出年月日 令和2年11月5日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支出内容 市政報告書ポスティング (くらもとジャーナル2020-6)	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

領 収 証

蔵本隆之

様

No. 0096

★

¥ 292,050-

内 訳

現金 ¥ 265,500-

小切手

手 形

消費税額等(10%) ¥ 26,550-

コクヨ ウケ-98

但 市政ご報告チラシポスティング代金として

2020年11月5日 上記正に領収いたしました

〒542-0066 大阪市中央区瓦屋町3-73

株式会社 アドワールド

代表取締役 佐々木 実

TEL 06-7739-7026 FAX 06-7739-7027



整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 353,463 円 支出年月日 令和3年1月26日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支出内容 市政報告書作成費、新聞折込、輸送料及び手数料 （くらもとジャーナル7）	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
 ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
 紙面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

☆☆お振込☆☆

お振込金額 ¥353,023
 振込手数料 ¥440

お受取人は
 三井住友銀行
 大阪中央支店
 普通口座
 カシワザ様

お振込人は
 三井住友銀行
 カシワザ様

お取扱日 3.1.26 電信振込

取扱店	129	支店	73	年月日	3.1.26	時刻	13:18
							¥4193
銀行番号	0009	店番号	0178	口座番号			

三井住友銀行

印紙税申告書
 付につき提出
 税務署承認済

領収済

御請求書

下記の通り、御請求申し上げます。

No. 2101-01

蔵本 隆之

様

2021年1月28日

品名

くらもとジャーナル 7

折込日

2/3 (1/28印刷→2/1納品)

取引条件

下記の通り

ADVERTISING AGENCY
株式会社宣伝館
大阪本社
〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中4-1-19 宣伝館
TEL.06-4308-3300(代) FAX.06-4308-3311
東京支社 東京都中央区日本橋區町1-9-10 9F TEL.03-3517-1122(代)
URL <http://www.sendenkan.com>

税込合計金額

¥353,023

担当

尚、振り込み手数料はご負担願います。

件名	数量	単価	金額	備考
① 《デザイン制作費》 A4新版制作	一式		34,000	
② A4 両面カラー コート70.5kg 化粧断裁 印刷一式	96,900 枚		176,600	白フチあり
③ 大阪府下 2か所分納(200枚はサービス)	一式		8,000	
(株)アドワールド様 : 59,000枚				
折込センター : 37,900枚				
貴事務所 : 200枚(無料サービス)				
④ A4サイズ 新聞折込代(大阪市北区5紙)	37,900 部	2.70	102,330	定価@3.10
	小計		¥320,930	
	消費税(10%)		¥32,093	
	合計		¥353,023	

お振込みのご案内

今回はご注文いただき誠に有難うございます。

今回のご請求の件ですが、**¥ 353,023 (税込)**

上記金額を下記の通りお振込みくださいますようお願い申し上げます。

尚、振り込み手数料はご負担願います。

三菱UFJ銀行 東大阪中央支店

普通口座 NO

口座名 株式会社 宣伝館

本件 2021年1月26日 にて受領いたしました。有難うございます。

くらもとジャーナル | 7号

発行 くらもと隆之市長事務所 〒530-0047 大阪市北区西成路3-4-6 西成路コートビル1階

大阪市会議員 くらもと隆之



「新型コロナかな？」

新型コロナウイルスを疑う場合の受診相談体制(大阪市)のご案内

体調に異変を感じたらまずは電話でご相談

発熱や咳など比較的
軽い風邪の症状が続く場合

かかりつけ医が **いない** **いる**

大阪市 新型コロナ
受診相談センター

TEL **06-6647-0641**

受付時間 365日24時間相談可能

かかりつけ医に電話で相談

自院で診療可 自院に案内

自院で診療不可 他の診療・検査医療機関や
地域外来・検査場へ案内

診療・検査医療機関で受診

医師の判断で、コロナの疑い

あり

なし

診療・検査医療機関(大阪市内444箇所の医療機関(12/8現在))
またはPCR 検査場で、新型コロナウイルスの検査

- 医師が必要とした新型コロナウイルスの検査料は無料です。
- 市内PCR検査場は、完全予約制です。必ず検査医療機関を通じてご予約下さい。

陽性

- 大阪府の入院フォローアップセンターにおいて、年齢・症状・持病の状況や主治医の意見をもとに、一両日中に入院・施設での療養先を調整
- 陽性者で入院が不要な場合も宿泊療養先(ホテル)を調整します。

陰性

引き続き、
治療・療養

感染拡大を防ぐためにご協力ください

- 発熱、倦怠感などの症状を事前にかかりつけ医などの身近な医療機関に電話で伝えてください。
- 案内された医療機関に受診する際にはマスクを着用して、公共交通機関等の利用は可能な限り避けてください。
- 発熱などのかぜ症状がある場合には、仕事や学校は休んで、不要不急の外出は控えてください。

令和3年度へ 向けた 予算要望



大阪維新の会大阪市議員団は、大阪市長に対して、市民のために以下の政策を実現すべきと要望しました。

新型コロナウイルス対策編

市民生活は自粛や経済活動の収縮・消失により疲弊している。家庭支援、商業支援、保健所体制整備、分散避難促進、表現活動支援等に留意して引き続き強力な支援を継続されたい。

住民生活編

教育…教育振興基本計画の推進、いじめ対策、学校協議会、教員が授業に専念できる体制づくり、全国平均を上回る学力・体力の表現、英語教育、ICT教育、性・生教育充実、不登校対策、幼児教育の質向上等

子育て…貧困対策、待機児童対策、児童虐待防止体制の連携強化、妊婦健康診査の公費負担充実、不妊治療助成拡充、塾代助成事業、放課後事業の充実、親子の居場所作り等

医療…中之島・未来医療国際拠点づくり、依存症対策、産科・小児科・救急医療等の充実、がん検診受診率向上、予防接種促進、医療費適正化、認知症研究の推進等

福祉…高齢者福祉(地域包括ケアシステム構築、特別養護老人ホーム整備等)、生活支援(相談支援体制充実、生活保護適正化、ひきこもりへの支援体制)、障がい児者支援(発達障がい者支援の充実、認定事務の迅速化等)等

防災…大規模災害対策、避難所等公共施設のインフラ強化、消防力強化、各区の防災対策強化等

市政改革編

制度改革…住民自治の拡充および都市内分権(区政充実、教育行政分権化、児童相談所機能強化、地域活動団体支援、地域集会所施設各種補助等)、広域行政の一元化、経営形態の変更等

組織改革…公務員制度改革、ガバナンス改革、効率的な業務執行体制の確立、再就職規制、外郭団体の削減等

財政改革…未利用地の売却、未利用施設処理及び地域再生、公共施設の適切な維持管理・更新、市債残高の削減、未収金対策、収納事務の見直し等

成長戦略編

産業育成…イノベーションと新産業(大阪産業局の活用、万博開催準備、先端技術産業強化、ものづくり支援、成長分野挑戦企業支援等)、観光集客都市(インフラ整備、閑空ハブ化、大阪市域Wi-Fi化等)、国際金融都市等

都市基盤整備…閑空・阪神港の国際ハブ化、高速道路機能強化、うめきた推進、道路・鉄道整備等

ハイエンド都市の実現…スマートシティ、大阪城東部地区まちづくり推進、人材育成力強化、セーフティネット整備等



大阪市議員 北区選出 くらもと隆之

本年度、財政総務委員会(副委員長)、
大都市・税財政制度特別委員会



くらもと隆之市政事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満3-4-6西天満コートビル1階
TEL:06-4301-4877 / FAX:050-3737-3245

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 260,040 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和3年2月1日
支出内容 市政報告書ポスティング (くらもとジャーナル7)	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてご覧ください。

SMBC

☆☆お振込☆☆

お振込金額 ¥259,600
振込手数料 ¥440お受取人は
三井住友銀行
株ノ茶屋支店
普通
かみ・ワ・ハ 様お振込人は
くらもと 隆之 様

お取扱日 3. 2. 1 電信振込

取扱店	種別	年 月 日	時 刻
129	80	3. 2. 1	15:09
銀行番号	店番号	口座番号等	
0009	0178	[REDACTED]	

印紙税申告書
付につき
税務署
課税
済

三井住友銀行

【申込書】

作成日： 2021/1/27

藏本 隆之

機

この度は、お問い合わせ頂きまして誠にありがとうございます。
下記事項、御確認の程よろしくお願い申し上げます。
ご依頼の場合は必要事項をご記入の上、FAXにてご返信下さい。

ポスター・デザイン・制作
ADWORLD
株式会社アドワールド

株式会社アドワールド 日本橋営業所
〒542-0066大阪市中央区瓦屋町3-7-3
TEL:06-6734-6280 / FAX:06-6734-6281
担当

期間	業務内容	数量	単価	金額
	【ポスティング業務】			
2/2~2/30	大阪市北区市政ご報告A4チラシ	59,000	4.0	¥236,000
		小計		¥236,000
		消費税 (10%)		¥23,600
		合計金額		¥259,600
請求会社名				
請求書送付先				
連絡先				
振込名義 (カタカナ)				
責任者	㊞	担当者様		
担当者	㊞	〒170-1511		
お支払い方法				振込
2月末 3月末支払				

FAX返信はこちらまで ⇒ 大阪本社 FAX:06-7739-7027

ご記入・捺印後にFAX返信頂きました場合を、お申し込みとさせていただきます。

【御見積のご確認事項】

- ①見積有効期限：作成日から2週間
②広告物の受け渡し方法：配布開始の5日前迄に弊社指定箇所へ納品※引取及び返却については別途料金が発生致します。
③キャンセル規定：配布開始予定日以降は受注金額の100%、配布開始3日前以降は受注金額の50%の料金が発生致します。

【重要説明事項のご確認】

- ①お客様からお預かりしたチラシは、指定の配布期間内にポスティング配布致します。
②天災地変及び天候に関わる警報・注意報が発生した場合の遅配は、免責とさせていただきます。
③ポスティング配布には万全を期しておりますが、万が一スタッフによる不正の可能性を含むトラブルが発生した場合は現場調査・検証を迅速に行い、その状況をご報告致します。
④配布する広告物の内容についての責任は、広告主様にごございますのでご理解下さい。

【反社会的勢力の排除に関する誓約文】 誓約の証として **口ボックス** にレ印をお願いします。

- 当社は反社会的勢力に該当しないことを確約し、違反した場合または虚偽の申告をしたことが判明した場合には、何らの催告なしに貴社との取引停止または契約解除の取扱いを受けても異議を申しません。またこれにより損害が生じた場合でも、一切を当社の責任といたします。

【お振込先】三菱UFJ銀行

萩ノ茶屋支店 普通 〇〇〇〇 ㈱アドワールド
※振込手数料は、貴社のご負担でお願い致します。

常業担当	本社事業本部

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 367,912 円 支出年月日 令和3年3月26日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支 出 内 容 市政報告書作成費、新聞折込及び輸送料 (くらもとジャーナル8)	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____円 按分率 _____%
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

領収済

御請求書

下記の通り、御請求申し上げます。

No. 2103-01

藏本 隆之

様

2021年3月30日

品名	くらもとジャーナル 8
数量	4/8 (4/2印刷→4/6納品)
請求の条件	下記の通り

ADVERTISING AGENCY
株式会社宣伝館
大阪本社
〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中4-1-19 宣伝館ビル
TEL.06-4308-3300(代) FAX.06-4308-3311
東京支社 東京都中央区日本橋區町1-9-10 2F TEL.03-3517-1122(FX)
URL <https://sendenkan.com>

税込合計金

¥367,912

担当

尚、振り込み手数料はご負担願います。

件名	数量	単価	金額	備考
① <デザイン制作費>	一式		30,000	
② B4 両面カラー コート70.5kg 袋断裁 印刷一式	91,620 枚		165,745	白フチあり
③ 大阪府下 3か所分納として	一式		10,300	
ご指定先: 54,070枚				
折込センター: 37,550枚				
貴事務所: 200枚(無料サービス)				
④ 折り加工代(2つ折りB5仕上)	54,070 枚	0.50	27,035	他B4仕上
⑤ B4サイズ 新聞折込代(大阪市北区)	37,550 部	2.70	101,385	定価@3.10
	小計		¥334,465	
	消費税(10%)		¥33,447	
	合計		¥367,912	

お振込みのご案内

今回はご注文いただき誠に有難うございます。

今回のご請求の件ですが、**¥ 367,912 (税込)**

上記金額を下記の通りお振込みくださいますようお願い申し上げます。

尚、振り込み手数料はご負担願います。

三菱UFJ銀行 東大阪中央支店

普通口座 NO

口座名

株式会社 宣伝館

本件

2021年3月26日

にて受領いたしました。有難うございます。

たか 中 岩
隆之



- ・本市独自のコロナ対策事業、時短協力金、周知方法、審査進捗
- ・マイナンバーカード交付率向上への取組
- ・大阪の副首都ビジョン
- ・いわゆる広域一体化条例

その加工調整が、MICE施設など多岐に
わたる。ハードウェア機器の入念な検定、
ソフトウェア調整、調整室などには設置され
るプロットフォーム施設、インバージョン機出
力調整など企業などが設置する場合として、つぎ
のようである。

Q1-1

「大阪市及び大阪府における一体的な行政運営の推進に関する条例」いわゆる広域一体化条例（以下は「本条例」といいます。）の趣旨は？

▲かつての大阪は、府と市がバラバラで、それぞれの考え方で計画を策定するなど、府市としての一体性、スピード感を確保することができず、「府市合わせ」と言われるような連携不足でした。その結果が、WTCにりんくうゲートタワービルといった大規模開発、オリンピックの誘致失敗、なかなか進まなかった高速道路や鉄道の整備であり、これこそまさに二重行政の弊害でした。近年においては、知事・市長が考えを一つにし、府市共通の課題に関し、緊密に連携し、重要事項の方針を決めるなど、二重行政を解消し、府市一体での成長戦略、まちづくりに取り組んできた結果、淀川左岸線延伸部やなにわ筋線の事業化、うめきた開発、そしてG20や大阪・関西万博の誘致成功など、府市が一体となることで大きな成果をあげてきました。この府市の一体的な行政運営を推進し、二重行政の解消に向けた取り組みを進め、大阪の成長及び発展を支えるための仕組みこそが本条例です。

Q1-2

昨年11月1日の特別区設置住民投票で否決されたことに反しないのか？住民投票の拘束力の範囲と法的性質は？

▲住民投票は、大都市地域における特別区の設置に関する法律および同法施行令の規定に基づき実施されたものです。同法第7条第1項で「特別区の設置について選挙人の投票に付さなければならない」、同法第8条第1項で「有効投票数の過半数の賛成があったときは、総務大臣に対し、特別区の設置を申請することができる」とされており、したがって、今回の住民投票で否決されたことにより、特別区の設置の申請ができず、特別区の設置が行われないことについて、法的な拘束力が生じたものと考えられます。よって、事務委託などの現行制度を活用した府市一体の取組みが否定されるものではありません。



Q1-3

特別区制度はそもそも大阪市が特別区になり権限と財源が府に移るものだったのに対して、本条例はどうか？

▲特別区制度は、大阪府と大阪市の役割分担の徹底を目的とし、大阪府を廃止し、大阪府が持つすべての広域機能を大阪府に一元化しようとするものでした。大阪市の全ての事務事業について、特別区の事務と大阪府の事務とに仕分け、特別区と大阪府で役割分担を徹底、大阪府は特別区を包括する広域自治体として、大阪全体の成長、都市の発展及び安全・安心に関わる事務を行うこととし、427の事務を移管することとしていた。これに対して、本条例は、大阪府を残した形で、府市が持つ広域機能の一体的運営を目的に、副都府推進本部会議を条例上に位置付け、成長やまちづくり等の方針等を府市で協議することを基本としています。あわせて、成長の基盤となる戦略の策定と、広域的で成長の重要な基盤となる都市計画権限に限り、限定的に市から府に事務委託を行うこととしています。



Q1-4

本条例は、大阪の成長及び発展に関する基本的な方針、都市計画に関する基本的な方針並びに広域的な観点からのまちづくり及び交通基盤の整備等にかかる都市計画の決定に関する事務を、大阪府に委託すると定めているが、なぜ、これらの事務を対象としているのか？

▲対象とする事務については、本条例の趣旨を踏まえて、大阪府が大阪全体の成長を担う都心部、都市圏の核であり、市域を越えて広がるという地域特性を持つことから、大阪府を中心に府域を成長させていく基本方針となる戦略、そして、成長のベースとなるまちづくり、インフラ整備の青写真となる都市計画のうち、成長に関係が深く広域的な視点が求められるものを対象としています。事務の委託により、大阪府域に対する大阪府の権限と責任が明確になり、府市の一体性を確保することで、大阪の成長や広域的なまちづくりが一層加速するものと考えている。

Q2-1

令和3年度当初予算案に計上されている新型コロナウイルス感染症対策経費の総額と、そのうち国や府からの補助金が当たらない、本市独自の事業についてどのようなものがあるか？

▲同様に、令和2年度の当初予算及び補正予算に計上されている事業のうち本市独自の事業にどのようなものがあるか？

▲令和3年度当初予算に計上している新型コロナウイルス感染症対策経費は、一般会計で総額494億円、国からの補助金などを差し引いた本市負担額は274億円となっています。本市の単独事業としては、飲食店等への上下水道料金の特例減免措置や学校給食費の無償化、新型コロナウイルス感染症患者受入病床拡充額金、おおさか観光消費喚起事業などがあります。令和2年度については、学校給食費の無償化などに加え、昨年4月に補正した休業要請支援金の本市分担金や、同じく9月に補正した未就学時を養育する世帯への特別給付金、また、本市独自の負担により上乗せ支給を行っている感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金などがあります。

Q2-2

時短協力金の制度は飲食店の方々が事業継続していくために非常に重要な制度だが、なかなか支給されないといった報道がなされている。どのような審査体制で対応してきたのか？

▲令和2年11月24日に要請が発表されてから至急の対応が必要であったことに加え、当初は要請の対象範囲が北区中央区に限られていたこともあり、12月中旬から約60名体制で審査を始めました。その後、審査の質の確保をかりながら、1月はじめに約100名、1月下旬に約150名、2月上旬には約200名まで、順次、体制を強化しつつ、審査を進めてきました。また、審査の実施日についても、平日のみではなく、毎週土曜日も行っていることに加え、年末や日・祝日も、状況に応じて臨時で審査を進めるなどしてきました。

要望

事務を遅滞なく進めて速やかに支給できるように努めるように要望しました。また、適時適切に補正予算等の財源の手当てを行い、感染拡大の防止と市民生活や経済活動の両立に取り組んでいただくよう要望しました。



くらもと隆之 市政事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満3-4-6 西天満コートビル1階
TEL:06-4301-4877 / FAX:050-3737-3245

大阪市会議員 北区選出 くらもと隆之

令和2年度、財政総務委員会（副委員長）、大都市・税財政制度特別委員会



整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 178,431 円 支出年月日 令和3年3月26日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支 出 内 容 市政報告書ポスティング (くらもとジャーナル8)	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

領 収 証

くらもと隆之 様

¥178,431-

但 チラシポスティング委託料として。

2021年3月26日 上記正に領収いたしました



大阪市淀川区西中島 4-3-2 類ビル
株式会社 類 設 計
代表取締役 岡田 淳

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☒ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 336,875 円 支出年月日 令和3年3月29日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支 出 内 容 市政報告書作成費、新聞折込、輸送料及び手数料 (くらもとジャーナル9)	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 円 按分率 %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

領収済

御請求書

下記の通り、御請求申し上げます。

No. 2103-02

蔵本 隆之

様

2021年3月30日

品名	くらもとジャーナル 9
折込日	4/15 (4/9印刷→4/13納品)
西引・支払・その他	下記の通り

ADVERTISING AGENCY
株式会社宣伝館
大阪本社
〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中4-1-19 宣伝館
TEL.06-4308-3300(代) FAX.06-4308-3811
東京支社 東京都中央区日本橋室町1-9-10 9F TEL.03-3517-1122(代)
URL <https://sendenkan.com>

税込合計金

¥336,435

担当

尚、振り込み手数料はご負担願います。

件名	数量	単価	金額	備考
① 《デザイン制作費》	一式		24,000	
② B4 両面カラー コート70.5kg 袋断裁 印刷一式	96,550 枚		169,765	白フチあり
③ 大阪府下 3か所分納として	一式		10,700	
ご指定先：59,000枚				
折込センター：37,550枚				
貴事務所：200枚(無料サービス)				
④ B4サイズ 新聞折込代(大阪市北区)	37,550 部	2.70	101,385	定価@3.10
		小計	¥305,850	
		消費税(10%)	¥30,585	
		合計	¥336,435	

お振込みのご案内

今回はご注文いただき誠に有難うございます。

今回のご請求の件ですが、

¥ 336,435 (税込)

上記金額を下記の通りお振込みくださいますようお願い申し上げます。

尚、振り込み手数料はご負担願います。

三菱UFJ銀行 東大阪中央支店

普通口座 NO.

口座名

株式会社 宣伝館

本件

2021年3月29日

にて受領いたしました。有難うございます。

2021/3/31

SMBCダイレクト



三井住友銀行

ご利用 効1# さまの振込明細は以下のとおりです。

令和 3年 3月 31日 11:03現在

依頼人・ 出金口座	ご利用 効1# 三井住友銀行 堺支店 残高別普通(総合) [REDACTED]	振込金額 (手数料)	336,435円 (手数料440円)
		利用割引ポイント	-
受取人・ 入金口座	お申込先 三菱UFJ銀行 東大阪中央支店 普通 [REDACTED]	利用端末	パソコン
		状況	当行受付完了
		受付日・振込日	R 3. 3.29受付 R 3. 3.29振込

(I492771636)

Copyright © 2016 Sumitomo Mitsui Banking Corporation. All Rights Reserved.



大阪市会議員 北区 くらもと隆之

いわゆる広域一体化条例について

(正しくは「大阪市及び大阪府における一体的な行政運営の推進に関する条例」、以下は「本条例」といいます。) 大阪市区と大阪府会とで同内容の条例が可決・成立し、本年4月1日から施行されました。本条例の名前は聞くけど、具体的内容を知らないという方も大勢いると思います。今回は本条例について、財政総務委員会の質疑内容を基に説明いたします。

◎本条例の趣旨や目的は?

①かつての大阪は、府と市がバラバラで、それぞれの考え方で計画を策定するなど、府市としての一体性、スピード感を確保することができず、「府市合わせ」と言われるような連携不足でした。その結果が、WTCにりんくうゲートタワービルといった大規模開発、オリンピックの誘致失敗、高速道路や鉄道といった広域的な交通インフラの未整備でした。これこそまさに二重行政の弊害で、大阪の成長の妨げとなってきました。

近年(2011年以降)は、知事と市長が同じ政党の考えを一つにする人達で、府市共通の課題に関し、緊密に連携し、重要事項の方針を決めるなど、二重行政を解消し、府市一体での成長戦略、まちづくりに取り組んできた結果、淀川左岸線延伸部やなにわ筋線の事業化、うめきた開発、そしてG20や大阪・関西万博の誘致成功など、府市が一体となることで大きな成果をあげてきました。

府市の一体的な行政運営を推進し、かつての二重行政に戻すことなく、将来にわたって大阪の成長及び発展を支えるための仕組みこそが本条例です。

本条例6条4項では、知事や市長らが副首都推進本部会議で議論を尽くして合意に努めるものとする規定されています。副首都推進本部会議は二重行政を解消するために地方自治法で定められた指定都市都道府県調整会議として開催されます。

◎この条例では、「副首都推進本部(大阪府市)会議」の設置が明記されているが、同会議はこれまでも要綱に基づいて実施されてきた。同会議を条例に位置付けた意義は?

①副首都推進本部(大阪府市)会議を、改めて市長・知事のトップ会議として条例に位置付けることで、議会の議決が必要な条例が根拠となることから、持続性や安定性が増します。また、会議において協議すべき事項や進捗管理を行なうことなどが規定されることにより、府市の重要施策に関する形成過程が明確となります。市長と知事が透明性の高い議論を尽くし合意に努めることで、大阪市域を成長の核にして、大阪全体の発展につなげていきます。

◎大阪都構想・特別区制度はそもそも大阪市が特別区になり権限と財源が府に移るものだった。これに対して、本条例はどうなのか。

①特別区制度は、大阪府と大阪市の役割分担の徹底を目的とし、大阪市を廃止し、大阪市が持つすべての広域機能を大阪府に一元化しようとするものでした。

これに対して、本条例は、大阪市を残した形で、府市が持つ広域機能の一体的運営を目的に、副首都推進本部会議で成長やまちづくり等の方針等を府市で協議することを基本としています。あわせて、成長の基盤となる戦略の策定と、広域的で成長の重要な基盤となる都市計画権限に限って、限定的に市から府に事務委託を行うこととしています。

府への事務委託は、大阪市が大阪全体の成長を担う都心部、都市圏の核であり、市域を越えて広がるという地域特性を持つことから、大阪市を中心に府域を成長させていく基本方針となる戦略、そして、成長のベースとなるまちづくり、インフラ整備の青写真となる都市計画のうち、成長に関係が深く広域的な視点が求められるものを対象としています。

本条例に対する 附帯決議の骨子

- 1 大阪市と大阪府は対等な立場で本条例の運用を行うこと
- 2 事務委託の規約の策定にあたっては以下を遵守すること
 - (1) 規約の変更又は廃止に係る申出と申出に対する誠実な協議がなされることを規約に明記
 - (2) 都市計画の手続が府市一体でスムーズに進み事業者等に負担を与えることのないよう次の事項を規約に明記
 - 副首都推進本部会議での合意のもと都市計画決定に至るまで府市一体で連携調整の体制を構築すること、大阪府都市計画審議会の前に大阪市都市計画審議会の意見を聴くこと、事務委託案件の審議に大阪市議を参画させること、都市計画については民間事業者へのワンストップ窓口等の仕組みを整備すること

◎本条例9条3項に掲げられている都市計画決定については、事務の委託により府が実施することとなるが、このことと副首都推進本部会議での協議の関係は？

▲事務委託の対象となる事務についても、副首都推進本部会議で議論をしながら、取り組みを進めていきます。本条例8条に基づき、府市が一緒に協議しながら、成長の核となるようなまちづくりの方針や基本計画等を取りまとめていくことを想定しており、このとりまとめられた方針や計画に基づき、9条3項により事務委託された、都市計画の基本的な方針、広域的なまちづくり・交通基盤等に係る都市計画の決定が進められます。大阪の成長の核となる広域的なまちづくりにおける府の責任を明確にし、府市一体で大阪の成長と発展に向け、取り組みを進めていきます。個別の事業実施における府市の役割分担や費用負担等についても副首都推進本部会議で協議します。

◎本条例が制定されることにより、今後、例えば、うめきたのような大きなプロジェクトはどのように進められていくのか？現状と比較してどうか？

▲広域的なまちづくりや交通基盤整備等に関する計画の基本的な方針や素案等については、現在も副首都推進本部会議の協議事項ですが、条例に位置づけることで、市長・知事の出席のもと透明性の高い議論が展開されます。都市計画決定について、本条例施行前は、大阪市都市計画審議会の議を経て大阪府が決定していました。本条例施行後は、事務委託の対象とされる都市計画決定(次のQA参照)は市から委託を受けた大阪府が、大阪府都市計画審議会の議を経て決定し、他の都市計画(用途地域・地区計画等)は大阪市が、大阪市都市計画審議会の議を経て決定することが想定されます。

これにより、大阪市域に対する大阪府の権限と責任が明確となり、府市の一体性を確保し、スピード感が増すことで大阪の成長や広域的なまちづくりが一層加速すると考えられます。

そして計画を踏まえて事業は、本条例施行前と同様に、府市それぞれの役割に応じて実施されますので、本条例により委託を行うものではありません。

なお、個別の事業実施で府市の役割分担や費用負担が発生する場合は副首都推進本部会議で協議します。

◎「本条例では7つの都市計画が事務委託の対象とされているが、なぜ事務委託の対象としたのか？」

▲「都市再生特別地区」は、都市機能の向上に欠かせない拠点開発に関する都市計画の手法のひとつであり、この都市計画決定に関する事務を府が担うことが、大阪の核となる市域において大阪全体の視点から府市協調でまちづくりを進め、大阪の成長、発展を加速させる上で重要と考えていることから、事務委託の対象としました。

「都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」(いわゆる都市計画区域マスタープラン)、「区域区分」(市街化区域と市街化調整区域の区分を定めるもの)は、大阪の成長の基盤となるよう広域的な観点で検討し、大阪全体の視点で決定すべきものであるためです。

「国際戦略港湾における臨港地区」については、国際戦略港湾に指定されている大阪港は、国際コンテナ戦略港湾の実現を目指して整備する取り組みを行っていることを踏まえ、広域的な観点から大阪全体の視点で決定すべきものであるためです。

「一般国道、高速自動車国道、阪神高速道路」並びに「都市高速鉄道」は、大阪都市圏の骨格を形成する交通施設にかかる都市計画であり、広域的な観点で検討を行い、大阪全体の視点で決定すべきものであるためです。

「一団地の官公庁施設又はその予定区域」は、府市で策定する「副首都ビジョン」に掲げる国機関等の拠点整備への活用も可能であると想定しているためです。



◎本条例に定める事項を誠実に履行する責務を課されるのは誰か？議会の判断は拘束されるのか？

▲責務を課される対象は長その他の執行機関であり、議会の判断を拘束するものではありません。ですから、副首都推進本部会議で府市が合意に至ったとしても、議会は予算案を否決するなどできます。



くらもと隆之市政事務所
〒530-0047 大阪市北区西天満3-4-6 西天満コートビル1階
TEL:06-4301-4877 / FAX:050-3737-3245

大阪市会議員 北区選出 くらもと隆之
令和2年度、財政総務委員会(副委員長)、大都市・税財政制度特別委員会



領収書等添付一覧(くらもと 隆之)

(令和2年度)

費目名	⑦人件費			
年月日	支 出 内 容	支 出	備 考	整理番号
令和2年4月20日	政務活動補助職員給与4月分	¥13,740		
令和2年7月1日	政務活動補助職員給与7月分	¥4,000		
令和2年7月3日	政務活動補助職員給与6月分	¥61,280		
令和2年8月4日	政務活動補助職員給与7月分	¥59,080		
令和2年8月10日	政務活動補助職員給与8月分	¥7,050		
令和2年8月29日	政務活動補助職員給与8月分	¥4,020		
令和2年9月1日	政務活動補助職員給与8月分	¥67,600		
令和2年10月2日	政務活動補助職員給与9月分	¥84,360		
令和2年11月2日	政務活動補助職員給与10月分	¥99,200		
令和2年12月4日	政務活動補助職員給与11月分	¥50,560		
令和2年12月25日	政務活動補助職員給与12月分	¥44,240		
令和3年2月26日	政務活動補助職員給与2月分	¥51,660		
令和3年3月31日	政務活動補助職員給与3月分	¥63,200		
合 計		¥609,990		

※領収書等の貼付にあたり、添付事項を一覧に整理し、領収書等貼付用紙の表紙としてご活用ください。

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☒ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 13,740 円 支出年月日 令和2年4月20日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支 出 内 容 政務活動補助職員給与4月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

政務活動以外の活動は自宅や政党の施設で行っており、政務活動のみを行う
事務所である為、人件費や事務所関連経費は基本的に100%とする。

領収書

大阪市議員 くらもと隆之 様

令和2年4月20日

¥ 13,740 -

但し、4月分給料として

堺市北区

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☒ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 4,000 円 支出年月日 令和2年 7月 1日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支 出 内 容 政務活動補助職員給与 7月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

領 収 証 大阪市会議員 藏本隆之様 No.

★ ￥4,000 —

但 政務活動補助

2020年 7月 1日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

大阪市淀川区

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 61,280 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☒ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和2年7月3日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支出内容 政務活動補助職員給与6月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

領収書

大阪市会議員 くらもと隆之 様

令和2年7月3日

¥ 61,280 -

但し、6月分給料として

堺市北区

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☒ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 59,080 円 支出年月日 令和2年8月4日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支 出 内 容 政務活動補助職員給与7月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

領収書

大阪市会議員 くらもと隆之 様

令和2年8月4日

〒 59080-

但し、7月分給料として

堺市北区



整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☒ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 7,050 円
	支出年月日 令和2年 8月 10日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支出内容 政務活動補助職員給与 8月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合(①又は②を記入)

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

領収証 蔵本 隆之様 No.

★ 円 7,050-

但 日給として.

2020年 8月 10日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

大阪市北区

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☒ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 4,020 円 支出年月日 令和2年 8 月 29 日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支 出 内 容 政務活動補助職員給与 8 月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

領 収 証

蔵本 隆之様 No.

★ ￥4,020 -

但

活動補助

2020年 8 月 29 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

〒530 -

大阪市北区

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☒ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 67,600 円 支出年月日 令和2年9月1日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支 出 内 容 政務活動補助職員給与 8 月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

領収書

大阪市会議員 くらもと隆之 様

令和2年9月1日

〒 67600-1

但し、8月分給料として

堺市北区

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☒ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 84,360 円 支出年月日 令和2年10月2日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支出内容 政務活動補助職員給与9月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

領収書

大阪市会議員 くらもと隆之 様

令和2年10月2日

¥ 84,360 -

但し、9月分給料として

堺市北区

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☒ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 99,200 円 支出年月日 令和2年 11月 2日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支出内容 政務活動補助職員給与 10月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

領収書

大阪市会議員 くらもと隆之 様

令和2年11月2日

¥ 99,200-

但し、10月分給料として

堺市北区

整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☒ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 50,560 円 支出年月日 令和2年12月4日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支 出 内 容 政務活動補助職員給与11月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

領収書

大阪市会議員 くらもと隆之 様

令和2年12月4日

¥ 50,560 -

但し、11月分給料として

堺市北区



整理番号

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 44,240 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費	支出年月日 令和2年12月25日
☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
☒ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費	
☐ 要請・陳情活動費	
支 出 内 容 政務活動補助職員給与12月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

領収書

大阪市会議員 くらもと隆之 様

令和2年12月25日

〒 44240 -

但し、12月分給料として

堺市北区

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☒ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務活動費充当額を記入 51,660 円 支出年月日 令和3年2月26日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支出内容 政務活動補助職員給与2月分	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

領収書

大阪市議員 くらもと隆之 様

令和3年2月26日

〒 51660-

但し、2月分給料として

堺市北区

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 63,200 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☒ 人件費 ☐ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和3年3月31日
支出内容 政務活動補助職員給与3月分	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

領収書

大阪市会議員 くらもと隆之 様

令和3年3月31日

〒 63200-

但し、3月分給料として

堺市北区

領収書等添付一覧(くらもと 隆之)

(令和2年度)

費目名	⑧事務費			
年月日	支 出 内 容	支 出	備 考	整理番号
令和2年4月3日	事務所備品代	¥11,556		
令和2年4月6日	事務所備品代	¥25,688		
令和2年4月20日	事務所電話代4月分	¥7,486		
令和2年5月7日	事務所備品代	¥25,099		
令和2年5月7日	事務所備品代	¥11,556		
令和2年5月20日	事務所電話代5月分	¥8,144		
令和2年6月3日	事務所備品代	¥11,556		
令和2年6月8日	事務所備品代	¥1,100		
令和2年6月24日	事務所電話代6月分	¥7,773		
令和2年7月3日	事務所備品代	¥11,556		
令和2年7月6日	事務所備品代	¥1,100		
令和2年7月20日	事務所電話代7月分	¥7,669		
令和2年8月3日	事務所備品代	¥11,556		
令和2年8月6日	事務所備品代	¥1,178		
令和2年8月11日	事務所備品代	¥10,450		
令和2年9月2日	事務所電話代8月分	¥7,471		
令和2年9月3日	事務所備品代	¥11,556		
令和2年9月7日	事務所備品代	¥2,700		
令和2年9月10日	事務所備品代	¥86,889		
令和2年9月24日	事務所電話代9月分	¥7,436		
令和2年10月5日	事務所備品代	¥11,556		
合 計		¥281,075		

※領収書等の貼付にあたり、添付事項を一覧に整理し、領収書等貼付用紙の表紙としてご活用ください。

領収書等添付一覧(くらもと 隆之)

(令和2年度)

費目名	⑧事務費			
年月日	支 出 内 容	支 出	備 考	整理番号
令和2年10月6日	事務所備品代	¥13,644		
令和2年10月10日	事務所備品代	¥74,400		
令和2年10月11日	事務所備品代	¥6,950	13,900円×50%	
令和2年10月21日	事務所電話代10月分	¥7,676		
令和2年11月4日	事務所備品代	¥11,556		
令和2年11月6日	事務所備品代	¥19,628		
令和2年11月19日	事務所電話代11月分	¥7,673		
令和2年11月20日	事務所備品代	¥15,299		
令和2年12月3日	事務所備品代	¥11,556		
令和2年12月7日	事務所備品代	¥10,615		
令和2年12月22日	事務所電話代12月分	¥7,399		
令和3年1月4日	事務所備品代	¥11,556		
令和3年1月6日	事務所備品代	¥1,100		
令和3年1月26日	事務所電話代1月分	¥7,775		
令和3年2月3日	事務所備品代	¥11,556		
令和3年2月8日	事務所備品代	¥1,100		
令和3年2月22日	事務所電話代2月分	¥8,101		
令和3年3月3日	事務所備品代	¥11,556		
令和3年3月8日	事務所備品代	¥1,100		
令和3年3月19日	事務所電話代3月分	¥9,967		
合 計		¥250,207		

※領収書等の貼付にあたり、添付事項を一覧に整理し、領収書等貼付用紙の表紙としてご活用ください。

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 11,556 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和2年4月3日
使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之	
支出内容 事務所備品代(複合機リース代金9回目)	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合(①又は②を記入)

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用する場合	充当の考え方 _____

普通預金通帳

店番号 口座番号

178

《総合口座》

藏本隆之 様

SMBC

SUMITOMO
MITSUI
BANKING
CORPORATION

三井住友銀行

2--4--3 振替

*11,556 シブ-7°771777



整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 25,688 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和2年4月6日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支出内容 事務所備品代(複合機カウンター料4月分)	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方 _____

領収書等添付欄

2--4--6 振替 *25,688 SMBC(株)〇〇〇〇



くらもと市政事務所

様

請求書

発行日：2020年03月03日
請求書番号：800302-0150139

富士ゼロックス大阪支店

今回請求額 25,688円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお問い合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問い合わせ先： 電話：0120-069-840

【お知らせ】
富士ゼロックス株式会社は、2021年4月1日付で社名を変更し、富士ゼロックス株式会社として従来通りお客様に安心してご利用いただける高い品質の商品・サービスを継続してご提供します。

お支払期日	2020年04月06日
お支払方法	口座振替(SMB Cファイナンス)
金融機関名	三井住友銀行
本・支店名	堺支店
預金種目/口座番号	普通預金
指定口座名	上記、お支払期日に口座より引落しさせていただきます。

品名	数量	単価	小計	合計
トータルサービス料金	2020/02/01-2020/02/29			23353
黒色カラー	1000以上	65	65000	
フルカラー	1000以上	1881	1881000	
ご使用合計			22572	
税金(消費税)				23353
消費税および地方消費税(10%)				23353
今回請求額				25688
※ご利用機器/機番/DocuCentre V (C2204) CPS	2020/02/01-2020/02/29			
今回	前回	テスト	ミス	
1	1881	4580	0	0
2	1881	4580	0	0
3	1881	4580	0	0
4	1881	4580	0	0
5	1881	4580	0	0
6	1881	4580	0	0
7	1881	4580	0	0
8	1881	4580	0	0
9	1881	4580	0	0
10	1881	4580	0	0
11	1881	4580	0	0
12	1881	4580	0	0
13	1881	4580	0	0
14	1881	4580	0	0
15	1881	4580	0	0
16	1881	4580	0	0
17	1881	4580	0	0
18	1881	4580	0	0
19	1881	4580	0	0
20	1881	4580	0	0
21	1881	4580	0	0
22	1881	4580	0	0
23	1881	4580	0	0
24	1881	4580	0	0
25	1881	4580	0	0
26	1881	4580	0	0
27	1881	4580	0	0
28	1881	4580	0	0
29	1881	4580	0	0
30	1881	4580	0	0

16400 07108 29 0310 0C9
A-012757 0000 510 1NK 0000 10106000

31 備考：

MIF003

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務調査費充当額を記入 7,486 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和2年4月20日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支出内容 事務所電話代4月分	

※領収書記載金額の一部を政務調査費で計上する場合(①又は②を記入)

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
02-04-20	41408	料金払込 PE
記号	番号	
***	***	
取扱番号	お取引金額	
N234	*7,486	
	残高	
 払込金額 *7,486円		
払込内容 NTTファイナンス 2020年4月分		

ご利用いただきましてありがとうございました。
ゆうちょ銀行

印紙税申告納
付につき幾町
税務署承認済

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 25,099 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和2年5月7日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支出内容 事務所備品代(複合機カウンター料5月分)	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合(①又は②を記入)

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

2--5--7 振替 *25,099 SMBC(株)0722	
--------------------------------	--

樣

發 行 日 : 2020年04月02日
購 求 審 番 号 : 800401-0118787

富士ゼロックス大阪機材部

新聞會社番號： 電話： 0120-069-840

日	2020年05月07日		
東	約座名	SMBCファイナンス	
支	約座名	三井住友銀行	
払	約座名	三井住友銀行	
金	約座名	三井住友銀行	
金	約座名	三井住友銀行	
目	約座名	三井住友銀行	
口	約座名	三井住友銀行	
座	約座名	三井住友銀行	
名	約座名	三井住友銀行	

18400 07108 0410 0C9
A-013511 0000 510 1NK 0000 10106000

3.1 備考：

M1F003

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 11,556 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和2年5月7日
使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之	
支出内容 事務所備品代(複合機リース代金10回目)	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

2--5--7 振替 *11,556 シャ-ﾌﾞﾌｧｲﾝｽ

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務調査費充当額を記入 8,144 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和2年5月20日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支出内容 事務所電話代5月分	

※領収書記載金額の一部を政務調査費で計上する場合(①又は②を記入)

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
蔵本 隆之 様

お客様番号
[REDACTED]

2020年 5月ご請求分

金額(円)
¥8,144-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収目録印
20.5.20
448539

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

※領収書は、お支払の金額が、前記の額を超過しないよう、お支払の金額を記入してください。

整理番号

領収書等貼付用紙

費目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入
☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 会議費	11,556 円
☐ 資料作成費	☐ 資料購入費	☐ 広報・広聴費	支出年月日
☐ 人件費	☒ 事務費	☐ 事務所費	令和2年6月3日
☐ 要請・陳情活動費			使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
		くらもと隆之	
支出内容			
事務所備品代(複合機リース代金11回目)			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 円 按分率 %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

2--6--3 振替 *11,556 円-7°ファイナ

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 1,100 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和2年6月8日
使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之	
支出内容 事務所備品代(複合機カウンター料6月分)	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

2--6--8 振替

*1,100 SMBC(7"0727

様

請求書

発行日：2020年05月01日
請求番号：800430-0079343

富士ゼロックス大阪株式会社

今日返済額	1,100円
-------	--------

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、都府県、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問い合わせ番号: 電話: 0120-069-840

お支払日	2020年08月08日
お支払先名	(S M B Cファイナンス)
お支払元名	三井住友銀行
お支払店	三井住友銀行
お支払口座番号	金通記簿
指定口座名	お支払約日 おせりまにす 口座より

[illegible]

16400 07108
A-021247

0000

30 0508 0C0

510 1NK 0000 10106000

3 1 備考：

H1F003

領収書等貼付用紙

費目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務調査費充当額を記入
☐ 調査研究費 ☐ 資料作成費 ☐ 人件費 ☐ 要請・陳情活動費	☐ 研修費 ☐ 資料購入費 ☒ 事務費	☐ 会議費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 事務所費	7,773 円 支出年月日 令和2年6月24日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支出内容			
事務所電話代6月分			

※領収書記載金額の一部を政務調査費で計上する場合(①又は②を記入)

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
02-06-2441408		料金払込 PE
記号	番号	
***	***	
取扱番号	お取引金額	
N107	*7,773	
	残高	
払込金額 *7,773円 払込内容 NTTファイナンス 2020年6月分		

ご利用いただきましてありがとうございました。
 ゆうちょ銀行

印紙税申告納
付につき趣町
税務署承認済

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 11,556 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和2年7月3日
使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之	
支出内容 事務所備品代（複合機リース代金12回目）	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

2--7--3 振替 *11,556 JP-7°77イッス	
------------------------------------	--



整理番号

領収書等貼付用紙

費目	※該当する費目に✓をつける	支出額	※政務活動費充当額を記入
☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 会議費	1,100 円
☐ 資料作成費	☐ 資料購入費	☐ 広報・広聴費	支出年月日
☐ 人件費	☒ 事務費	☐ 事務所費	令和2年7月6日
☐ 要請・陳情活動費			使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要
			くらもと隆之
支出内容			
事務所備品代(複合機カウンター料7月分)			

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

2--7--6 振替 *1,100 SMBC(株) 〇〇〇〇



くらもと市政事務所

様

請求書

発行日：2020年06月02日
請求書番号：800801-0149110

今回ご請求額 1,100円

富士ゼロックス大阪支店

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお間違え、ご請求の住所、部課名、期日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問合せ番号： 電話：0120-069-840

お支払約束手日	2020年07月06日
お支払方法	口座振替(SMBCファイナンス)
金融機関名	三井住友銀行
支店名	堺支店
消金種目/口座番号	普通預金 ****
指定口座名	上記、お支払約束手日に口座より引落しさせていただきます。

品名	期日	数量	単価	小計	合計
トータルサービス料金	2020/05/01-2020/05/31				1000
フルカラー	1592以上	0	12.00	0	
ご使用合計		61		732	
【代金/料金合計】					1000
【消費税および地方消費税(10%)】					100
【今回ご請求額】					1100
※ご利用機種/機械番号:DocuCentre-Vi C2264 CPFS-2T 224424					
1 (8199) (8137) (0) (1)	設置先：くらもと市政事務所				
3 (7098) (7098) (0) (0)					

16400 07108
A-012906 0000

0810 0C9
510 1NK 0000 10108000

31 備考：

NIF003

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務調査費充当額を記入 7,669 円
	支出年月日 令和2年7月20日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支 出 内 容 事務所電話代7月分	

※領収書記載金額の一部を政務調査費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

ご利用明細票

お取扱日	店 番	お取引内容
02-07-20	41408	料金払込 PE
記 号	番 号	
***	***	
取扱番号	お取引金額	
N266	*7,669	
	残高	
払込金額 *7,669円		
払込内容 NTTファイナンス 2020年 7月分		

ご利用いただきましてありがとうございました。
 ゆ う ち ょ 銀 行

印紙税申告納
付につき趣町
税務署承認済

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 11,556 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和2年8月3日
使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之	
支出内容 事務所備品代（複合機リース代金13回目）	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

2--8--3 振替

*11,556 20-7°774177

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 1,178 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和2年8月6日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支出内容 事務所備品代(複合機カウンター料8月分)	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

2--8--6 振替 *1,178 SMBC(株) 〇〇〇〇



くらもと市政事務所

様

請求書

発行日：2020年07月02日
請求書番号：800701-0120763

富士ゼロックス大阪株式会社

今回請求額 1,178円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、郵便名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問合わせ番号： 電話：0120-069-840

お支払約束手	2020年08月08日
お支払方法	口座振替(SMBCファイナンス)
金融機関名	三井住友銀行
本・支店名	堺支店
預金種目/口座番号	普通預金
指定口座名	上記、お支払約束手日に口座より引落しさせていただきます。

品名	利用/申込/品名	数量	単価	小計	合計
1 トータルサービス料金	2020/06/01-2020/06/30				1071
2 フルカラー	1772以上	26	12.00	312	
3 使用合計		26			
4 (消費税を含む)					1071
5 (消費税および地方消費税(10%))					107
6 (今回請求額)					1178
7 利用機種/機種番号/DocuPrint-VI C2264 CIPS	25 222424				
8 (今回) (前回) (テスト) (ミス)	2020/06/01-2020/06/30				
9 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)					
10 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)					
11 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)					
12 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)					
13 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)					
14 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)					
15 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)					
16 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)					
17 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)					
18 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)					
19 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)					
20 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)					
21 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)					
22 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)					
23 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)					
24 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)					
25 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)					
26 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)					
27 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)					
28 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)					

16400 07108 30 0710 0C9
A-012955 0000 510 1NK 0000 10106000

3 1 備考：

K1F003

領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務調査費充当額を記入 10,450 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和2年8月11日
使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之	
支 出 内 容 事務所備品代(蛇腹パーテーション)	

※領収書記載金額の一部を政務調査費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

No. D10634879

領 収 証

2020年 8月 11日

藏本隆之 様

¥ 10,450-

(クレジットカード利用)

上記金額を正に領収致しました。

但し、パーティション代 として

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-4-4 フィールド北参道6F

TEL 050-3822-2664

株式会社クローバー



領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費		支出額 ※政務調査費充当額を記入 7,471 円
		支出年月日 令和2年9月2日
		使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支出内容 事務所電話代 8 月分		

※領収書記載金額の一部を政務調査費で計上する場合(①又は②を記入)

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

ご利用明細票		
お取扱日	店番	お取引内容
02-09-02	41408	料金払込 PE
記号	番号	
***	***	
取扱番号	お取引金額	
N230	*7,471	
	残高	
払込金額 *7,471円 払込内容 NTTファイナンス 2020年 8月分		

ご利用いただきましてありがとうございました。
 ゆうちよ銀行

印紙税申告納
付につき親町
税務署承認済

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 11,556 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和2年9月3日
使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之	
支出内容 事務所備品代(複合機リース代金 14 回目)	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

2--9--3 振替		*11,556 円-7°ファイナ
------------	--	------------------

整理番号

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 2,700 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和2年9月7日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支出内容 事務所備品代(複合機カウンター料9月分)	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

14 | 2--9--7 振替 *2,700:SMBC(株)0777



様

発行日：2020年08月04日
請求番号：800803-0120215

富士ゼロックス大阪本社

今回ご請求額	2,700円
--------	--------

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、郵便名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問い合わせ番号： 電話： 0120-069-840

お支払日	2020年09月07日
支払方名	慶信証券(SMBCファイナンス)
支払口座名	三井住友銀行
金本・支店	三井支店
預金種目	普通預金
指定口座名	お支払い先 に口座より

[illegible]

16400 07108 31 0807 0C9
A-013389 0000 10 1NK 0000 10106000

3 1 備考：

M1F003

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務調査費充当額を記入 86,889 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和2年9月10日
	使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支出内容 事務所備品代(会議室セット)	

※領収書記載金額の一部を政務調査費で計上する場合(①又は②を記入)

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

領収書

蔵本 隆之 様

支払日：2020年9月10日

注文番号：RKT-256273-20200910-00772741

¥ 86,889-

但 ミーティングテーブル、チェアとして上記正に領収いたしました

お支払方法:クレジットカード

オフィスコム楽天市場店
東京都千代田区九段北4-1-7 九段センタービル7F
TEL 0120-456-797 / FAX 03-6833-0039



領収書等貼付用紙

費 目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出額 ※政務調査費充当額を記入 7,436 円 支出年月日 令和2年9月24日 使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支 出 内 容 事務所電話代 9 月分	

※領収書記載金額の一部を政務調査費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

ご利用明細票

お取扱日	店 番	お取引内容
02-09-2440204		料金払込 PE
記 号	番 号	
***	***	
取扱番号	お取引金額	
N104	*7,436	
	残高	
払込金額 *7,436円 払込内容 NTTファイナンス 2020年 9月分		

ご利用いただきましてありがとうございました。
ゆうちょ銀行印紙税申告納
付につき幾町
税務署承認済

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける ☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費		支出額 ※政務活動費充当額を記入 11,556 円
		支出年月日 令和2年10月5日
		使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之
支出内容 事務所備品代（複合機リース代金15回目）		

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

普通預金（振込入金明細）

2-10--5 振替 *11,556 円-7777付

領収書等貼付用紙

費目 ※該当する費目に✓をつける	支出額 ※政務活動費充当額を記入 13,644 円
☐ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報・広聴費 ☐ 人件費 ☒ 事務費 ☐ 事務所費 ☐ 要請・陳情活動費	支出年月日 令和2年10月6日
使用者 ※領収書で明白な場合は記入不要 くらもと隆之	
支出内容 事務所備品代(複合機カウンター料10月分)	

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

普通預金（振込入金明細）

2

年月日(和暦)	期号	お振込み金額(円)	お振込元(お振込み先)	備考
2-10--6	振替	+13,644	SMBC(株)0792	